

知事からのメッセージ

本日は、全国的にも大きな問題となっております危険ドラッグに関しまして、緊急に開催いたしました「愛知県危険ドラッグ（脱法ドラッグ）緊急対策会議」に、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

また、日頃は、本県行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の会議の中心となります危険ドラッグについてですが、今年6月に東京の池袋で、これを使用したと疑われる者が運転する自動車が暴走し、多数の死傷者を出すという悲惨な事件が発生し、たいへん大きく報道されました。これ以外にも、ほぼ毎日のように危険ドラッグの関連する、あるいは関連が疑われる事故や事件の報道がみられます。

本県でも、少し前のことになりますが、平成24年10月に春日井市内で起こった、危険ドラッグを吸引したことが原因と考えられる交通事故により、危険ドラッグとは無関係の当時16歳の女子高校生が死亡する事例が発生し、大きな問題となりました。その後も、残念なことに、県内で危険ドラッグを使用した者が救急搬送される事例や交通事故が後を絶たない状況にあります。

近々では、今年6月に、名古屋市南区で、危険ドラッグの吸引が原因とみられる死亡事例が、そして7月になっても、県内各所で危険ドラッグ使用の影響とみられる交通事故が多発しているなど、たいへん憂慮すべき状況であります。

このような現状に対しまして、国では薬事法を改正し、今年4月からは、指定薬物の所持や使用を罰則付きで禁止するなど、対策を強化したところです。さらに、規制の対象となる薬物の指定にあたっては、一成分ごとに行うことに加えて、化学構造がよく似た成分を包括的に指定するなど、対策の強化を図っています。

一方、愛知県では、国の法的規制を補完すること等を目的に、平成24年10月に「薬物の濫用（らんよう）の防止に関する条例」を制定しました。その中には、県民の責務として、薬物の危険性に対する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならないと、薬物に対する基本姿勢を盛り込ませていただきました。

それに加えて、新たな薬物を県として独自に指定することで、国よりさらに一歩踏み込んで、迅速に対応できる体制を整え、危険ドラッグを販売する店舗等に対する指導の強化を図っています。また、先の6月愛知県議会では、薬事法の改正内容に合わせて、知事指定薬物についても、その使用や所持を罰則付きで禁止するよう条例を改正したところです。

県が行う具体的な対策としましては、危険ドラッグを販売していることが疑われる店舗に、県の担当職員が、県警察本部や厚生労働省の東海北陸厚生局麻薬取締部の担当者と合同で立ち入り、必要な指導を行うとともに、実際に販売されている製品を買い上げて、検査を行い、規制の対象となる成分を検出した場合には、販売店に対して、当該製品の販売中止及び自主回収等を指示しているところです。

さらには、取締だけではなく、県内の中学3年生全員にリーフレットを配布するなどして、危険ドラッグを使用しないよう注意を呼びかけています。

このように、国や県も様々な対策を講じているところではありますが、新しい薬物が次々と現れて規制が追いつかないことや、インターネットを介するなどして容易に、しかも比較的安価に薬物を手に入れることができることからか、今も、危険ドラッグの影響とみられる事故等が連日のように発生、報道されている状況にあります。

こうした現状を目の当たりにしますと、まだまだ多くの方々が、危険ドラッグの危険性等を正しく理解していないのではと強く感じます。もちろん、危険ドラッグを使用して事故等を起こした本人が、言い逃れるために、よく知らなかったと言っている場合もあるでしょう、しかし、やはり理解が十分でないことが、安易な使用につながり、この問題を大きくしているように思います。今、強力な手を打たずに、危険ドラッグがさらにはびこれば、県民の生活や経済など社会全体に悪影響が及ぶことも十分に考えられます。この期に及んで、危険ドラッグ問題に“関係ない”と言える団体や機関、さらには個人もないでしょう。あらゆる機関、団体に対して、危険ドラッグに対する対応が迫られています。

そこで、私からできるだけ幅広くメッセージを伝えるため、本日は、以前から県の対策について連携している薬物乱用推進対策本部員や薬物乱用防止推進協議会委員だけでなく、市町村、経済団体、さらに労働組合の方にも緊急に集まっていただきました。

この中で、国、県や警察など、薬物事犯の取締や、啓発活動を通常の業務としている関係機関、部署にあっては、一層強力に対策を進めて、危険ドラッグの供給の根絶、及び需要の根絶に向けて最大限の努力をお願いします。

そして、その他の機関や団体、例えば、各市町村にあっては、小・中学校を始め、地域の自治組織を活用するなどして、危険ドラッグを「買わない、使わない、かかわらない」を合い言葉に、広く啓発を行ってください。また、教育関係の機関・団体にあっては、生徒・学生だけでなく、保護者や教師等にも働きかけをお願いします。そして、経済団体にあっては各事業所での啓発を、労働組合にあっては組合員への周知を行うことで、正しい知識の普及を図り、危険ドラッグの使用の根絶につなげてください。

繰り返しになりますが、現状では危険ドラッグ問題に、関係のない団体や機関などはありません。それぞれの立場でできることを最大限に行っていただき、県全体として、危険ドラッグを絶対に許さないという社会風土を醸成していきましょう。

以上が、私からのメッセージです。